

入札説明書

平成 31 年札幌市告示第 889 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 平成 31 年 2 月 20 日

2 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2-1 下水道河川局庁舎 3 階

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課（契約担当）

電話番号（011）818-3413

ファックス番号（011）812-5203

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア 市債務負担行為 厚別西地区（厚別西 5 条 2 丁目ほか）事業損失防止調査

イ 市債務負担行為 X IV-03000（東苗穂 12 条 3 丁目ほか）事業損失防止調査

ウ 市債務負担行為 厚別西地区（厚別西 3 条 1 丁目ほか）事業損失防止調査

エ 市債務負担行為 北郷 9 条 8 丁目ほか事業損失防止調査

オ 市債務負担行為 南あいの里 5 丁目ほか事業損失防止調査

(2) 調達案件の仕様等

業務設計書（公示用）による。

(3) 履行期間

上記 3(1)ア及びイの役務は契約書に示す着手の日から平成 31 年 6 月 24 日まで。

上記 3(1)ウの役務は契約書に示す着手の日から平成 31 年 7 月 2 日まで。

上記 3(1)エ及びオの役務は契約書に示す着手の日から平成 31 年 7 月 22 日まで。

(4) 履行場所

業務設計書（公示用）による。

(5) 入札書の記載方法

上記 3(1)に記載の役務ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」に登録しており、所在地区分が「市内」である者。
- (3) 補償コンサルタント登録制度において「事業損失部門」又は「物件部門」に登録していること。
- (4) 公共機関等^{*1}が発注した同種の調査^{*2}について、元請としての履行実績があること。ただし、当該履行実績は、平成 15 年 4 月 1 日以降に業務が完了し、引渡しが進んでいるものであること。

※1 公共機関等とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第 3 条第 15 号に掲げる機関をいう。

※2 同種の調査とは、事業施工中又は事業施行後における振動・騒音・日陰等により生ずる損害や河川改修工事・下水道工事等に伴う地盤変動に起因する建物等の損害等に関する調査をいう。

- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 公示用設計書等に関する質問

公示用設計書等に関して質問がある場合は、次のとおり質問票（様式-1-4）を提出すること。

(1) 提出期限

平成 31 年 3 月 4 日（月） 午後 5 時 00 分まで

(2) 提出場所

質問事項について、質問票（別紙 4）に簡潔にまとめ、当該書面を持参若しくはファクシミリにより、上記 2 あてに提出すること。なお、ファクシミリ送信後は電話により着信確認をすること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答については、随時上記 2 に掲げる場所にて閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。

回答は、告示日の翌日から平成 31 年 3 月 6 日（水）までの間に行う。

6 入札書の提出方法等

(1) 業務設計書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記 2 に同じ。なお、業務設計書及び契約条項については下記 URL からダウンロードできる。

<http://www.city.sapporo.jp/gesui/keiyaku/30nenndo/jigyousonnshitsu30-5.html>

(2) 入札の日時及び場所

ア 入札日

平成 31 年 3 月 12 日（火）

イ 時刻

(ア) 上記 3(1)アの役務

午後 1 時 30 分

(イ) 上記 3(1)イの役務

午後 1 時 35 分

(ウ) 上記 3(1)ウの役務

午後 1 時 40 分

(エ) 上記 3(1)エの役務

午後 1 時 45 分

(オ) 上記 3(1)オの役務

午後 1 時 50 分

ウ 場所

下水道河川局庁舎 1 階大会議室（住所は上記 2 に同じ）

エ 注意事項

上記 3(1)アの役務の入札参加希望者は直接入札の場所へ入り、その他の役務の入札参加希望者は、下水道河川局庁舎 1 階入札待機室（住所は上記 2 に同じ）にて、入札に係る職員の指示があるまで待機すること。

(3) 提出方法

入札書は、別紙 1 の様式にて作成し、上記 6(2)ア～ウの指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

(4) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状（別紙 2）を

提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記 6(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(6) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかつたときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき

(8) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウ

の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(9) 入札結果の公表

入札結果は、前記2の契約担当部局及びホームページで公表する。

7 入札参加資格の審査に係る書類の提出

上記6(8)ウによる入札参加資格の審査に係る書類については、下記のとおり作成すること。

(1) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について

以下の書類（任意様式）を提出すること。

ア 上記4(3)における登録内容が確認できる書類（登録証明書等の写し他）

イ 上記4(4)における履行実績が確認できる書類（契約書等の写し他）

(2) その他

ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

8 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が札幌市の休日を定める条例に定める休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、所定の方法により質問することはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙 3 のとおり。

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし送付又は電送によるものは受け付けない。